

報 告 第 5 号

令和元年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
令和元年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費及び営業費用の一部を地方
公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定
に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和元年度富士見市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業費 (配水管路施設費)	308,422,760	157,405,722	130,797,240	0

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費 (修繕費)	67,995,000	11,523,350	14,355,000	0

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損益勘定 留保資金			
0	0	130,797,240	20,219,798	0	(1) 送水管布設替(R1446外)工事 (第2工区) 関係機関との協議に時間を要し た為、工事工程に遅れが生じた。 (6月30日まで95日間の工期延長)

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損益勘定 留保資金			
0	0	14,355,000	42,116,650	0	(1) 各浄水場・配水場県水受水 流量計更新修繕 止水弁不調により修繕を含めた 調整が必要となった為、工事工程 に遅れが生じた。 (10月30日まで217日間の工期延 長)